

## 平成27年度第一回宇佐市総合教育会議議事録

日 時：平成27年5月13日（水）午前10時～

場 所：宇佐市役所本庁3F 第二応接室

主席者：（市長部局）是永市長

（教育委員会）矢野委員長、安部委員長職務代理者、秋吉委員、松永委員、近藤教育長

事務局：（総務課）永野課長、末宗行政係総括、渡邊主任

（教育委員会）辛島教育次長、向管理係総括

### ○永野課長

皆さん、おはようございます。総務課長の永野でございます。ただ今から、平成27年度第一回総合教育会議を始めさせていただきます。開会にあたり、冒頭、皆さんにご了承いただきたいのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、総合教育会議は、個人の秘密を保持するため必要がある場合及び会議の公正が害される場合等を除き、公開とすると定められていますので、法に則り、原則、公開で開催させていただきますので、よろしく願い申し上げます。それでは初めに、是永市長よりごあいさつを申し上げます。市長よろしく願いいたします。

### ○是永市長

皆さんおはようございます。市長の是永でございます。本日は平成27年度第一回宇佐市総合教育会議を招集いたしましたところ、委員の皆様には何かとお忙しい中ご出席いただき誠に有難うございます。また、平素より宇佐市の教育の充実・発展のためにご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、昨年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、本年4月1日から施行されました。法改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うこととされており、

本日開催しております「総合教育会議」はその重要な柱の一つで、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることを可能とすること等をねらいとしております。そのため、協議・調整事項としましては、1つ目には「教育行政の大綱の策定」、2つ目には「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策」、3つ目には「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置」などと例示されております。

宇佐市ではこれまでも、教育委員と市長との意見交換会を平成24年度から実施する等、市長と教育委員会とが連携を図りながら教育行政を進めてきているところですが、本日は法に基づく第一回目の会議となりますので、まず会議の進め方をお諮りしたうえで、教育行政の大綱の策定の協議・調整をお願いいたしたいと考えております。

委員の皆様には本日の「総合教育会議」が、法の趣旨どおり有意義な会議となりますよう、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。以上で冒頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○永野課長

それでは、協議・調整事項に入る前に、市長のあいさつにもございましたが、今年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」により地方公共団体の長は「総合教育会議」を設けるものとされました。本市におきましても、現時点では（案）でございますが、お手元の「宇佐市総合教育会議設置要綱」を制定し、総合教育会議の運営に関し必要事項を定めたいと思いますので、何卒ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。宇佐市総合教育会議設置要綱（案）について

事務局より説明申し上げます。

○末宗行政係総括

おはようございます。総務課行政係総括の末宗でございます。お手元の資料の資料1をご覧ください。「宇佐市総合教育会議設置要綱（案）」でございます。条立ては第1条（設置）から第10条（委任）まででございます。読み上げる形でご説明させていただきます。

～資料1を読み上げ～

附則につきましては、本日もご了承いただければ5月13日付で施行とさせていただきたいと考えています。以上でございます。

○永野課長

只今、事務局より「宇佐市総合教育会議設置要綱（案）」について説明申し上げましたが、質疑等があればお受けいたします。

ご意見がないようですので、この案をもって成案とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第4の協議・調整事項に移ります。ここからは宇佐市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定に基づき、市長が議長として進めていただきます。市長よろしくお願いいたします。

○是永市長

ただいま、皆様のご協議の基で総合教育会議設置要綱が成案となりましたので、第4条第1項に「総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。」とありますので、私の方で議事を進めさせていただきたいと思っております。それでは協議・調整事項の1点目「宇佐市教育行政の大綱」の策定について事務局より説明をお願いします。

○辛島教育次長

おはようございます。教育次長の辛島でございます。協議・調整事項の1項目め「宇佐市教育行政の大綱」の策定について説明いたします。

経緯でございますが、宇佐市教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定により、平成27年3月にパブリックコメント等を実施し市民の意見を取り入れながら平成27年度から10年先を見通した本市の教育行政の方向や施策を示した「宇佐市教育振興基本計画」を策定しました。

そのような中、平成27年4月1日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して「教育に関する大綱」を首長が策定することとなりました。

文部科学省は、策定に当たって地方公共団体において既に「教育振興基本計画」の定めがある場合には、総合教育会議において首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、それに代えることができるとあります。カラーのワンペーパーの裏面Q&AのQ6の回答を見てください。

「大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか」に対してですが、3行目「また」から読み上げます。『また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置付けることができるものであり、首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません』という文部科学省の回答でございます。

つきましては、これから「宇佐市教育振興基本計画」をご説明いたします。それをもって宇佐市教育行政の大綱とすることを提案いたしますので、十分な協議をお願いいたします。それでは「宇佐市教育振興基本計画」の骨子についてご説明しますので3ページ目をお開きください。

宇佐市教育振興基本計画の位置付けと特徴ということで、(1)に計画の位置づけを書いてあります。この計画は「第二次宇佐市総合計画前期基本計画」第5章「個性豊かな人材と文化を育むまち」に掲げる教育部門に沿った形での平成27年度から10年間の基本計画となっております。全体の構成図でございますが、宇佐市総合計画が上位の計画でございます。その下に宇佐市教育振興基本計画、そして毎年計画する宇佐市教育行政方針に基づき、その下の、事務の管理及び執行状況の点検評価（PDCA サイクル）を行っていくというイメージでございます。

(2)の計画の特徴でございますが、この計画は、宇佐市が目指す教育を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらに取組に基づいた「30の重点施策」を体系的に整理して策定しております。3つのビジョンにどのようなものがあるかということでございますが、「社会を生き抜く力の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の3つを宇佐市の独自のビジョンとしております。また、「10の取組の方向」としては、宇佐市総合計画に沿った形としており、取組の方向に基づいた「30の重点施策」に枝分かれしております。さらに「30の重点施策」については、「施策の方針」、「現状と課題」、「重点取組」、「施策とその指標」で構成しており、各施策の目指す姿を明確にしております。

次に5ページをお開きください。宇佐市が目指すこれからの教育でございますが、宇佐らしい教育の推進ということで、私たちのまちは、豊かな自然と宇佐神宮をはじめ、石橋群や鰻絵など豊富な歴史・文化の薫るまちです。このような恵まれた環境の中で、子どもたちや市民が歴史、文化遺産に誇りを持ち、生涯にわたり共に学びあえる学習機会の充実を図ります。そして、子どもたちや市民が「ふるさと宇佐」を愛し、誇りと自信をもって国際社会に向けて羽ばたいていける人材（人財）の育成を目指しますということでございます。

宇佐で学び、宇佐に誇りを持つということでございますが、「ふるさと教育の推進」、「文化の伝承、戦争遺跡を活かした平和学習」、「親子で読書習慣活動の推進」、「ふるさと給食の継続」を推進していくということで考えております。

次に7ページをお開きください。「3つのビジョン」、「10の取組の方向」、「30の重点施策」施策体系図を書いております。3つのビジョンは先ほど説明いたしました「社会を生き抜く力の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の3つでございます。10の取組の方向としては「教育委員会の充実」から「文化財」までの10の取組を示しています。また、30の重点施策でございますが、それぞれの10の取組の方向が枝分かれして30の重点施策が定められています。

次に8ページをお開きください。8ページ以降は30の重点施策について現状と課題、重点取組、そして31年度まででございますが、施策とその指標を記載しておりますので、ご一読をお願いいたします。以上で説明を終わります。

#### ○是永市長

ただいま教育委員会より、今年3月に策定されました「宇佐市教育振興基本計画」をもって「宇佐市教育行政の大綱」としてはどうかという旨の提案がなされましたけれども、いかがでしょうか。ご協議をお願いいたします。

#### ○矢野委員長

大綱についてですが、教委員会制度の改革があるということで、大綱の策定も見越して宇佐市教育振興基本計画づくりをしたと思います。ですから市長がこの計画でよければ私はいいのではないかと思います。

#### ○近藤教育長

そうですね。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があり大綱の策定が必要になりました。去年の会議で教育振興基本計画を大綱とみなしていただければという話でありましたから、それを十分念頭に置いて作ってきたと思います。市長がみなしていただければと思います。

○是永市長

教育委員と市長との意見交換会の中でもそういった議論を積み重ねておりますので、私自身も異存はございません。

補足いたしますと、教育振興基本計画の79ページの計画の推進に当たってのところですけども、宇佐市教育委員会では、平成24年度から、市長と教育委員との意見交換会を行い、連携を図ってきたところであり、この「宇佐市教育振興基本計画」についても市長事務局との十分な連携・協力のもと策定を行っておりますとあります。

また、3進捗管理の(3)で宇佐市教育振興基本計画の計画推進期間の途中においても、重要事項が発生した場合には、教育委員会で審議の上、総合教育会議で決定後追加します。「宇佐市教育振興基本計画」を基本としながら、必要に応じて事業の見直しなど行いますとなっております。もともと想定して作られているということが明記されております。皆さんのご意見を総合しますと、宇佐市教育振興基本計画をもって大綱に代えるということによろしいでしょうか。

それでは、宇佐市教育振興基本計画をもって大綱に代えるということで決定したいと思っております。

○是永市長

次に協議・調整事項の2点目は、意見交換となっておりますが、この総合教育会議を効果的かつ円滑に進めていくには、市長と教育委員会との連携強化が重要となります。これまでも実施してきておりますが、今後とも引き続き、教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策等について意見交換をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○矢野委員長

先程、事務局から宇佐市総合教育会議設置要綱の説明がありましたが、宇佐市総合教育会議設置要綱の第2条で、総合教育会議は、(1)教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議のために会議を開くということで、緊急の場合の開催もあると思っておりますが、会議は年に何回程度開く予定ですか。

○永野課長

今回は秋頃に予定していますが、春と秋頃の年2回程度を考えています。

○矢野委員長

それと「教育振興基本計画」の3ページですが、総合計画と教育振興基本計画が10年の計画で、大綱は教育振興基本計画をもって代えるということになりましたが、総合教育会議を設置した場合、総合教育会議で毎年宇佐市教育行政方針を作っていくわけですね。来年もこの大綱を受けて教育行政方針を作り、年度当初の総合教育会議で確認していくということになりますか。そのあたりを確認した方がいいのではないかと思います。

○辛島教育次長

ご説明申し上げます。宇佐市教育行政方針につきましては、前年度2月頃、教育委員会で今年度の方針を定めたことをご報告しております。それに基づいて前年度の事業の点検・評価を作りまして、9月頃に議会に報告しております。点検・評価でどのように事業を行ったかを、教育委員会としては、総合教育会議の中で協議していただくということで考えております。

○近藤教育長

教育行政方針については、総合教育会議で確認はさせていただきますけれども、大綱ではありませんので、承認というものはありません。

○矢野委員長

大綱は年度ごとに具体化した方がいいですよ。年2回、総合教育会議が開かれればその当たりが論議されるということですか。

○近藤教育長

そうですね。点検・評価の部分を総合教育会議の中で、毎年、提出させていただくような形で思っております。また、大綱を変更する必要がある場合には、この会議で協議していただきたいと思っております。

○是永市長

整理させていただきますと、教育行政の執行権は教育委員会にあるということでございます。今回改正の地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、大綱は、地方公共団体の長が定めるとなっています。大綱については宇佐市教育振興基本計画をもって代えるということで決定しました。ただあくまでも執行権は教育委員会にありますので、この毎年作られる教育行政方針については当然この大綱の範囲内で作っておられますので、それは執行権の範囲内ではないかと考えています。秋頃に2回目の総合教育会議を開催するという趣旨は、昨年教育委員と市長との意見交換会の中でも議論になりましたが、秋頃に教育行政方針についての点検・評価がなされ、9月議会の文教福祉常任委員会に説明しております。その点検・評価を踏まえて秋頃に2回目の総合教育会議を開催して、重点的な施策がどういう進捗状況なのか、その評価はどうかということをご確認いただき次のステップに向けてPDCAサイクルを回していくという形にしたいのではないかとと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○近藤教育長

そうですね。

○是永市長

その他にございませんでしょうか。

○松永委員

教育振興基本計画が策定されましたけれども、これが関係ある市民の方に浸透していくことが重要になってくるのではないかと思います。知ってもらうための手段はどのようなものが考えられるか気になるのですが、できるだけ多くの方の目に触れて宇佐市の教育の発展に役立てて行ければと思います。

○是永市長

大変重要なことだと思います。

○辛島教育次長

この計画を策定してから議会の議員さん、各学校に配布しております。また、市のホームページにも掲載しています。一般市民の方には配布などできていませんので、できるだけ一般市民の方にも見ていただけるよう対応を考えていかなければと思っています。

○是永市長

私どもの市長部局では、まちづくり懇話会というものを毎年行っています。そのまちづくり懇話会の中に宇佐市の総合計画の進捗状況をまちづくりレポートという形で皆さんに1時間程度で説明しています。そこに教育委員会の部分が入っています。10分間程度ですけれども、教育委員会のエッセンスのところを説明しております。そこで一定程度説明ができていないかと思

います。教育長、教育次長にも出席していただいておりますが、市民の方の教育に関する関心が高く、より身近な行政分野ということで教育委員会関係の質問が多いです。合同という形でやっていますから、まちづくり懇話会でご説明していけば、より皆さんに浸透するのではないかと思います。

○松永委員

宇佐の特徴として、豊富な自然・歴史・文化がありますので、こういうことを市民の皆さんが自分で感じると日頃の考え方も変わってくるのではないかと思います。

○近藤教育長

そうですね。

○是永市長

他にございませんでしょうか。

○矢野委員長

先ほど執行権のところ、執行機関は教育委員会であるということは確認できましたが、この教育振興基本計画というのは全てを網羅できていると思いますが、全てを同じ比重で行うというわけには行かないと思うので、今年度はこの施策を強く打ち出すとした場合に、市と一緒に打ち出していないといけない部分があると思います。執行権は教育委員会にありますが、例えば、施設整備であったら空調設備等があると思います。そういう部分の話をしていければと思います。

○近藤教育長

そのようにしていかないといけないと思っております。今年、特に具体的にということになれば、土曜授業の定着を最優先に進めていこうと考えています。それと施設整備でいえば、学校や議会からもご意見をいただいている空調やプールの整備を進めていかなければならないと考えています。継続的なもので言えば、生徒数が減少して小規模校が増えてくる中で効果がどうなのかということの3本くらいで進めていきたいと思っております。具体的な中身に入れていないというのが現実です。

○矢野委員長

教育委員会だけでなく市として市民にアピールしていくという部分を総合教育会議で協議できればと思います。

○是永市長

年度ごとの重点的に取り組む事項についてより連携を深めていければと思います。

○近藤教育長

今後とも話を進めていきたいと思っております。

○是永市長

その他ございませんでしょうか。

私の方から1点よろしいでしょうか。土曜授業ですが第1回目は実施されていますか。

○近藤教育長

6月13日に第1回目を実施し、年間8回実施をします。できるだけ地域の方にも参加をしていただけるような、学校にも加勢いただけるような土曜授業にしていきたいと思っております。

社会体育の課題がこれから具体的に出てくるのではないかと思います。宇佐市だけでは解決できない部分も出てきて全国、全県的な調整も考えられますので、しっかり状況をつかみながら着実に

やっていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○是永市長

その他何かございますか。

○松永委員

土曜授業は初めてとのことで8回が終わった時点で、先生のシフトとか、子ども達の社会体育の状況とか、土曜日に学校に行くという家庭の状況とか、土曜授業がどういうものだったかということが総合教育会議で分かれば、次年度はどのようにしようかということの協議ができるのではないかと思います。

○近藤教育長

その部分のまとめをしっかりと行い、お知らせをしながら行っていこうと思います。

○是永市長

他に何かございませんでしょうか。私の方からもう1点よろしいでしょうか。

今年の4月1日に高校に入学した人数はおおよそ50人多かったのですが、宇佐市内の高校が定員割れということになりました。原因を探ってみますと、中津市に行ったなどの理由で定員割れしています。それで市内高校の校長先生方が非常に危機感を持っておられまして、私と意見交換をしたという話をいただきました。まずは、現状をお聞きしてどういう対策が打てるのか検討してみたいと思っています。通学手段や子どもの希望や学力などを考えてということもあると思いますが、進路指導の中で、教育委員会との連携をお願いすることも考えられます。まずは、第1回目を行ってみたいと分かりませんが、投げかけをいただいていますので、ご報告と今後のご支援とご協力を賜りたいと思います。

○矢野委員長

安心院高校は生徒数が減少して高校をどう存続させていくのかということで、手を打ったのですが、今年から4年間新たに文部科学省の指定で研究開発をします。内容は次回からの小中高の学習指導要領などの研究で、去年全国の教育委員会会議に行って文部科学省の資料を見ると安心院高校でやっていたことではないかということがたくさんありました。これは小中高一貫校がどうあるべきか、教育内容をどうすべきか、ということだと思います。非常に先進的なことですので、安心院以外の中学校、高校も一緒に研修ができないかと思っています。そこにヒントがあると思いますし、小中高の連携もやってきている中で、一つのモデルとして宇佐市も取り入れていただくとうるささを愛する子ども達が増えるのではないかと思います。教育振興基本計画（重点施策11）に、希望学科の関係から近隣市外の高校に進学する生徒も少なくないがありますが、必ずしもそれだけが理由ではないと思います。学校がいいとなれば、交通手段さえ考えれば来ると思います。せめて高校までは宇佐市で育てるということにしたいですね。

○秋吉委員

中学校の校長先生に聞くと地域の学校が減ってきていると非常に深刻に捉えております。地域の学校を大事にするということを進路指導でやってきたつもりですが、保護者の思いや様々な状況が変わってきていると感じます。特に宇佐高の生徒の減少はこれから大きな課題だと思います。校長先生が一番言っていたのは学力ではなく交通の便が非常に悪いことが大きな問題になっていると。統合の時期にバスがないとかなり距離があるのでスクールバスを必ず出すようお願いをしたが、費用等もあって長く続きませんでした。交通の便のクリアというのが大事だと思います。また、宇佐高は素晴らしい教育をしているのに、アピールが少ないと聞いております。それについては教育委員会と市長部局がお互いの課題として捉えていくことが大切ではないかと思っています。

○松永委員

現在の宇佐高の交通の便を考えると、宇佐の子ども達しかいけない環境にある。また、北部地区や西部地区の子ども達は中津の方が通いやすいのでそちらの方に行ってしまう傾向にありますが、逆に中津や杵築など他の市町村から来ることが交通の便で難しいということが昨今の減少の原因になっているのではないかと思います。

○秋吉委員

有名な学校に行けばいいという問題ではないと思いますが、そういうことの捉え違いがあると思いますので、保護者の方にアピールし訴えていかないと地域から学校が消えていくという認識で取り組んでもらいたいと思います。

○是永市長

今度、高校の校長先生方と意見交換をしますので、今回の意見を踏まえまして有効な対策が打てるよう知恵を絞っていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

その他ございませんでしょうか。ないようでしたら、意見交換はこの程度でよろしいでしょうか。3点目は、その他ですが事務局何かございますか。

○永野課長

その他の事項について、特にございません。

○是永市長

委員の皆様からはございませんか。

ないようでしたら、以上で協議・調整事項を終了いたします。ご協力有難うございました。進行を事務局にお返しします。

○永野課長

長時間に亘りありがとうございました。これをもちまして平成27年度第一回総合教育会議を閉じますが、次回は秋頃の開催を予定していますので、よろしく願いいたします。

以 上